

## 同等性を利用した有機製品の対米輸出入に関するQ&A（平成27年9月10日版）

平成25年9月26日、日本と米国との有機製品に関する同等性相互認証（平成26年1月1日から発効）が成立しました。同等性相互認証の概要について、以下のとおりお知らせします。

Q1) 米国と日本の「同等性相互認証」により、どのようなことが可能になるのですか。

A1) 有機JAS規格又は米国有機規格（NOP）により格付されている有機製品は、同等性相互認証の範囲内で、日米両国で「有機」、「Organic」と表示して販売できるようになります。自国の第三者機関から認証されていれば、改めて相手国の制度に則した認証を受ける必要がなくなるため、お互いの国の有機市場への出荷が容易になります。

Q2) 同等性相互認証により日本から米国に輸出する有機製品に有機JASマークを表示してもよいですか。また、米国から日本へ輸入する有機製品に米国の有機マーク（USDAマーク）が表示されていてもよいのですか。

A2) 同等性相互認証により日本から米国へ輸出する有機製品及び米国から日本へ輸入する有機製品いずれにも、USDAマークと有機JASマークを併記することができます。なお、同等性相互認証下で取引される製品は、輸出先国の表示要件を満たさなければなりません。米国における有機製品の表示要件については、以下のページに記載されています。

<http://www.ams.usda.gov/rules-regulations/organic/labeling>

Q3) 米国と日本の両方で販売する有機製品に「USDAオーガニックロゴ」と「有機JASマーク」の両方を表示することができますか。

A3) 有機同等性は、両国間の輸出入を前提として、両国間の輸出入を促進するために日本－米国間で合意されたものです。

したがって、輸出されない商品に同等国の有機認証マークを添付することは、有機同等性の主旨と異なるものであり、また、JAS認定とNOP認証もいずれも取得している事業者であると消費者等に誤認させてしまう可能性もあることから、輸出せずに国内で販売される有機製品に、同等国の有機マークを添付しないようにお願いします。

Q4) 同等性相互認証を利用して輸出入できるのはどのような有機製品ですか。

A4) 有機農産物（きのこを含む。以下同じ。）及び有機農産物加工食品で、①日本又は米国で生産されたもの、②日本又は米国で最終的に加工又は包装及び表示されたものです。また、②には、第三国産の有機JAS規格又はNOPを満たした有機製品を日本又は米国で包装し、包装又は製品自体に有機食品である旨の表示を行ったものを含みます。

参考：[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/pdf/import\\_export\\_sankou.pdf](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/import_export_sankou.pdf)

Q5) 認定事業者や登録認定機関が同等性相互認証に違反した場合、どうなりますか。

A5) 違反の内容に応じ、農林水産省又は米国農務省から相手国に報告され、それぞれの国の規制の下で措置が行われます。

## NOP有機製品を米国から日本に輸入する場合

Q 6) NOP有機製品を日本に輸入するために、何が要求されますか。

A 6) 米国から日本へ輸入する有機製品は、NOP認証されたものであり、JAS認定輸入業者が輸入する必要があります。また、日本国内で販売する際には、日本の有機表示要件（有機JASマークの適正使用を含む。）を全て満たさなければなりません。

Q 7) どのような製品に有機JASマークを付すことができますか。

A 7) 同等性相互認証により有機JASマークを付すことができるのは、有機農産物及び有機農産物加工食品です。JAS規格の対象となっていない製品（アルコール飲料、蜂蜜等）や、JAS規格の対象となっても有機農産物及び有機農産物加工食品以外の有機製品（肉類、乳製品等）については、同等性相互認証により有機JASマークを付すことはできません。

Q 8) 有機JASマークを製品に貼付するにはどのような方法がありますか。

A 8) 米国の制度においては、米国内で流通する有機食品についてUSDAマークの貼付は任意ですが、JAS制度においては、有機農産物及び有機農産物加工食品を日本国内で「有機」、「オーガニック」と表示して販売するためには、JAS認定輸入業者によって輸入され、有機JASマークが貼付されていなければなりません。同等性相互認証により日本に輸入する有機製品に有機JASマークを貼付するには以下の2つの方法があります。

- 1 NOPに基づき認証された米国の事業者がJASマークの貼付を自ら行うことを希望する場合、JAS認定輸入業者から有機JASマークの貼付の委託を受けることにより、自ら米国内でJASマークを貼付し、JAS認定輸入業者向けに出荷することができます。
- 2 米国の認証事業者がJASマークの貼付を自ら行うことを希望しない場合、JAS認定輸入業者が日本において製品にJASマークの貼付を行います。

JAS認定輸入業者は、以下のページに掲載しています(HP掲載承諾者のみ掲載)。

[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/youki\\_jigyosya\\_list.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki_jigyosya_list.html)

(認定輸入業者（有機農産物、有機農産物加工食品）)

Q 9) NOPの「made with organic」（有機…使用）に該当する食品は、同等性相互認証により日本に輸入できますか。

A 9) 同等性相互認証の範囲は有機原材料の割合が95%以上の製品に限られていることから、輸入できません。

なお、製品には有機表示をせずに、有機原材料を使用した旨の表示を行う場合、当該原材料は有機JASマークの付された有機原材料であることが条件となっています。

Q10) NOPの「100% organic」に該当する有機製品は、同等性相互認証により日本に輸入できますか。

A10) JAS制度では、「100% organic」の表示を行うための特別な認定を行っていませんが、「100% organic」の製品は、95%以上有機原材料を使用しているため、同

等性相互認証により、「有機」、「オーガニック」と表示して販売することができます。

Q11) 同等性相互認証により有機製品を輸入する場合、どのような書類が必要ですか。

A11) 同等性相互認証により米国から日本に輸入する有機農産物及び有機農産物加工食品には、U S D A 輸出証明書 (TM-11) が添付されていなければなりません。U S D A 輸出証明書は、生産場所及び認証機関の特定、同等性相互認証の条件を満たすことの証明並びに取引される製品の遡及に使用されます。U S D A 輸出証明書の様式は、以下のページに掲載されています。

<http://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/Exporting%20USDA%20organic%20products%20to%20Taiwan%20and%20Japan.pdf>

U S D A 輸出証明書は、日本国内で有機の表示規制の対象となっていない有機農産物及び有機農産物加工食品以外の製品 (肉類、乳製品、蜂蜜等) には必要ありません。アルコール飲料については、日本国内で、日本語で「有機」表示を行う場合には、証明書が必要です。この証明書の必要事項は、認証された酒類の名称、認証に係る製造場等の名称及び住所、認証等の番号及び年月日、製造者の住所及び氏名又は名称、原産国、認証を行った認証機関の住所及び氏名又は名称です。

Q12) 米国の認証事業者がU S D A 輸出証明書を入手するにはどうすればよいですか。

A12) まず、米国の認証事業者は、認証機関に、日本へ有機製品を輸出する意向があることを伝えます。認証機関は、認証事業者に、輸出する有機製品やその他必要事項について質問し、輸出証明書を発行します。なお、U S D A に認定された認証機関は以下のページに掲載されています。

<http://www.ams.usda.gov/services/organic-certification/certifying-agents>

## J A S有機製品を米国に輸出する場合

Q13) 同等性相互認証により米国へ輸出できる有機製品の範囲と輸出に当たって遵守すべき事項は何ですか。

A13) 同等性相互認証により米国へ輸出できる有機製品は、有機 J A S の認定を受けて、日本国内で生産、最終的加工又は包装及び表示した有機農産物及び有機農産物加工食品です（有機農産物加工食品の原材料の原産国に限定はありません）。また、認定輸入業者が、有機農産物又は有機農産物加工食品を同等国（日本が同等性を認めた国をいう。）から輸入し、認定小分け業者が小分け包装した場合も米国への輸出が可能です。米国へ輸出する場合は、U S D A の表示要件（U S D A 有機マークの適正使用を含む。）を全て満たしている必要があります、輸出時に、有機 J A S 登録認定機関の署名付き N O P 輸入証明書（N O P Import Certificate）を添付する必要があります。

なお、U S D A の表示要件では、最終取扱者又は販売者の表示の下に認証機関名を「Certified organic by ○○」等と記載することになっています。日本国内の有機 J A S 登録認定機関の英語名及び略称については、以下のページに掲載しています。

[http://www.maff.go.jp/e/jas/specific/pdf/list\\_organic.pdf](http://www.maff.go.jp/e/jas/specific/pdf/list_organic.pdf)

(参考)

有機製品についての N O P の表示規則

[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/pdf/nop\\_subpart\\_d.pdf](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/nop_subpart_d.pdf)

N O P 表示トレーニング（認証機関の表示については p43）

<http://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/OrganicLabelingTrainingModule.pdf>

Q14) 日本国内で有機の表示規制の対象となっていない有機製品について、米国内で有機表示を行って販売できますか。

A14) 有機農産物及び有機農産物加工食品以外の有機製品（乳製品、肉類、アルコール飲料等）については、同等性相互認証の範囲外であるため、米国内で有機製品として販売するためには、U S D A が認定した認証機関から N O P 認証を取得する必要があります。

Q15) 転換期間中有機農産物や転換期間中有機農産物加工食品を同等性相互認証下で米国に輸出することができますか。

A15) 米国は、転換期間中有機農産物や転換期間中有機農産物加工食品については認証の対象としていないため、同等性相互認証により米国に輸出することはできません。

Q16) 外国で生産された有機 J A S 製品は、同等性相互認証により米国に輸出できますか。

A16) 同等性相互認証により日本から米国に有機製品を輸出するためには、①日本国内で生産されたもの、②最終的な加工又は包装及び有機食品である旨の表示が日本国内で行われたものです。したがって、外国で生産された有機 J A S 製品は、②に該当する場合のみ米国に輸出することができます。

Q17) J A Sの有機加工食品であって、有機農産物及び有機農産物加工食品のみを原材料として使用している場合、米国で「100% organic」と表示して販売することができますか。

A17) 水と食塩を除く原材料（加工助剤を含む。）が全て有機原材料である有機製品については、米国で「100% organic」と表示して販売することができます。

Q18) J A S 認定事業者がNOP 輸入証明書を入手するにはどうすればよいですか。

A18) J A S 認定事業者は、有機 J A S 登録認定機関に米国へ有機製品を輸出する意向があることを伝えます。有機 J A S 登録認定機関は、J A S 認定事業者に、輸出する有機農産物及び有機農産物加工食品が J A S 格付されたものであるか、日本国内で生産、最終的加工又は包装及び表示されたものであるか、U S D A の表示要件（Q12 参照）を満たしているか等について確認し、NOP 輸入証明書を発行します。日本国内の全ての有機 J A S 登録認定機関はNOP 輸入証明書を発行することができます。

[http://www.maff.go.jp/e/jas/specific/pdf/list\\_organic.pdf](http://www.maff.go.jp/e/jas/specific/pdf/list_organic.pdf)

Q19) NOP 認証を受けている日本国内の事業者は、同等性相互認証を利用しないで米国へ輸出するNOP 認証の有機酒類、有機加工食品、「有機…使用」製品の原材料として、J A S 格付された有機農産物や有機農産物加工食品を使用できますか。

A19) 日本国内の NOP 認証事業者は、日本国内で生産、最終加工または包装が行われた、有機 J A S 認証を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品を、NOP 認証有機製品の原材料として使用できます。また、この NOP 認証有機製品は米国及び米国以外の第三国に輸出することができ、NOP 認証有機製品の原材料として使用することができます。

ただし、この製品に有機 J A S マークを貼付することはできません。